

令和3年度 【東彼杵町】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 実施状況及び効果検証

No.	事業名	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業費 （実績額） （円）	うち 臨時交付金 （円）	効果概要	効果実績
1	地域振興券追加給付事業	①新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内事業所の売上が減少しているため、町民1人当たり5,000円の地域振興券を全町民に給付し、地域経済の活性化を図る。 ②商品券発行及び発送に係る経費 ③・振興券発行補助金39,000,000円（@500円×78,000枚）＋事務経費補助金1,800,000円＝40,800,000円 ・振興券郵送料1,435,000円（@410円×3,500件） ・消耗品費192,000円（封筒3,500枚：71,000円、店舗掲示のぼり：121,000円） 合計 42,427,000円 ④全町民	40,764,486	40,764,486	町内加盟店で利用できる地域振興券(クーポン)を全町民に発行し、感染拡大で落ちこんだ域内消費活性化に寄与した。	5,000円分の振興券を全町民約7,800名に配布した。
2	飲食店緊急営業継続支援事業	①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少している町内の飲食店に対し、店舗面積及び売上減少率に応じた支援金を交付する。 ②支援金及び支援金交付に要する事務費 ③・支援金22,850,000円 ・案内等郵送料23,000円 ・振込手数料5,000円 合計 22,878,000円 ④全事業所	8,908,056	8,908,056	感染拡大や外出自粛により売上が落ち込んだ飲食店の事業継続を下支えした。	町内飲食店20件に対し、売上減少率や店舗面積に応じて200,000～600,000円を支給した。
3	介護予防事業等における感染症予防対策	①介護予防事業等における感染症予防を図る。 ②マスク、消毒液、ポリエチレン手袋等の消耗品、空気清浄機（送迎車用） ③不織布マスク（10枚入り1パック）@308円×20×12＝73,920円、不織布マスク（50枚入り）@968×20＝19,360円、透明マスク（20個入り）@3,630円×4＝14,520円、ポリエチレン手袋（100枚入り）@440円×2＝880円、アルコール消毒液（1L×4本入り）@44,000×2＝88,000円、空気清浄機1台@15,000円 合計211,680円 ④介護予防事業等の対象者及びスタッフ	155,364	155,364	感染予防対策を徹底することで、安全に町の介護予防事業を実施することができた。	マスク1,100枚、フェイスシールド10個、消毒シートボトル、アルコール消毒液1L×36本、100ml×10本、体温計2本、車用イオン発生機1台
4	水道料金減免による生活支援事業	①町内の一般家庭、商店等の全契約先を対象とした生活・経済支援として水道料金（基本料金）3ヶ月分の減免を行う水道事業者への繰出しを行う。 ②東彼杵町公営企業会計へ繰り出し、上水道基本料金3ヶ月分、広報費、消耗品費に要する費用を交付対象経費とする。 ③（@1,950円×9,780件＋88,000円×6件）＋広報費101,000円 ④町内全契約者	19,420,130	19,420,130	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、住民生活の安定化を図るための支援とともに、事業活動の制限を受ける事業者への事業継続支援に寄与した。	水道基本料金19,370,850円 広報費49,280円
5	学校給食費減免に係る支援給付金事業	①新型コロナウイルス感染症の影響で景気低迷が続き、経済的に困窮している保護者の負担軽減を図るために給食費を減免した給食運営機関に対して、減免相当額を給付する。 ②令和3年9月～11月分の保護者が負担する学校給食費の減免に係る費用。 ③（小学生200円×3ヵ月の給食回数×児童数）＋（中学生245円×3ヵ月の給食回数×生徒数）＝6,474千円 ④東彼杵町学校給食センター運営委員会	6,429,000	6,429,000	感染症の収束が見えない中、物価上昇も相まって経済活動が低迷し、家計収入が減少ぎみの保護者の負担を軽減することに寄与できた。	9～11月分の給食負担金を免除。小学校359人分、692食、4,167千円。中学校162人分、171食、2,262千円の計6,429千円の免除額の財源とした
6	東彼杵町農業経営収入保険制度支援対策事業	①昨年からの新型コロナウイルスによる影響もあり、H31からスタートした収入保険制度の意義が高まっている。 農業者の経営努力では避けることのできない収入減少を保障し、農業者の事業継続や地域農業、農地の多面的機能の維持のため、保険料の負担を軽減し、収入保険への加入の拡大を図るもの。 ②令和3年産 加入者12件 農家負担1,666,717円 ・保険料の1/2と限度額10万円を比して小さい額を補助額とする。 ③補助額12件 662,000円 ④各経営体（個人・法人）	656,000	656,000	新型コロナウイルス感染症の影響など農業者の経営努力で回避できない収入減少を補填するためのセーフティネットである農業経営収入保険制度の掛け捨て保険料の一部を助成し、事業継続に寄与した。	加入者数が1.92倍となった。

No.	事業名	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業費 （実績額） （円）	うち 臨時交付金 （円）	効果概要	効果実績
7	長崎県事業継続支援給付事業補助金	①県の時短営業要請（第5波）の影響から8月、9月売上が30～50%減少した事業所を対象とする支援措置。 ②支援金及び給付に要する事務費 ③・支援金200千円×30業者＝6,000千円（財源内訳：県50%、町50%） ・事務費10千円×30業者＝300千円 ④上記対象事業者	4,156,000	4,156,000	県の時短営業要請の影響により当該期間の売上が減少した事業所を支援した。	事業収入減少額に応じて1事業者あたり最大200,000円を計34件に給付した。
8	東彼杵町商工業者情報発信事業	①アフターコロナにおける町内商工業事業所の業務内容や新規サービス等各種情報発信を行うプラットフォーム（ウェブサイト）を構築し、事業継続を支援するもの。 ②ウェブサイト構築、事業者取材・記事執筆等に係る経費 ③ウェブサイト構築、取材・記事執筆・掲載等委託費4,550千円 ④東彼商工会東彼杵支所	4,416,308	4,416,308	アフターコロナに向け町内事業所の各種情報発信を効果的に行うためのウェブサイト構築事業を補助し、脆弱だった情報発信強化に貢献した。	25業者を紹介するウェブページを構築した。
9	事業所応援給付金（飲食店対象分）	①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した町内の飲食店に対し給付金を給付する。 ②給付金及び給付金交付に要する事務費 ③給付金：100,000円×45件＝4,500,000円 ④町内飲食店	1,200,000	1,200,000	感染拡大の影響により、売上が減少した町内の飲食店に対し給付金を給付し、事業継続を下支えした。	対象飲食店45件に対し定額10万円を給付した。
10	事業所応援給付金（飲食店以外対象分）	①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した町内の事業所（飲食店を除く）に対し給付金を給付する。 ②給付金及び給付金に要する事務費 ③給付金：100,000円×105件＝10,500,000円 ④飲食店を除く町内事業所	4,600,000	4,600,000	感染拡大の影響により、売上が減少した町内の事業所（飲食店を除く）に対し給付金を給付し、事業継続を下支えした。	対象事業所105件に対し定額10万円を給付した。
11	令和3年度子育て世帯臨時特別支援事業費補助金	①0歳から18歳の子どもを養育する子育て世帯を支援する取組として児童手当の特例給付に相当する9世帯へ児童1人当たり10万円の現金を年度内に給付する。 ②子育て世帯への一時金 ③給付金100千円×22人（対象児童） ④上記対象児童を養育する世帯	2,200,000	2,200,000	国の支援対象から外れていた子育て世帯児童手当特例給付相当世帯へ給付したことで、子どもを持つ世帯に対し均一的な支援を実施できた。	児童1人当たり10万円を対象となる22人に給付した。
12	感染拡大防止検査キット整備事業	①事業者及び従事者等の感染拡大防止を図る。 ②簡易型PCR検査キットによって初期症状時の判定、又職場内の接触者等の早期検査によって感染拡大防止を図るための検査キットの購入費用。 ③PCR検査キット10セット分@46,200円（税込）×30箱＝1,386,000円 ④町内食品製造・販売事業所	900,000	900,000	飲食店を対象に簡易型検査キットを配布し、初期の疑似症状者の判定や接触者等の早期検査を行うことで、感染拡大防止と安心安全な事業継続に寄与した。	町内事業所18件に配布
13	営業時間短縮要請協力金追加支援事業	①新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じ、協力金の交付を受けた飲食店に対し、町独自の追加支援策として、1店舗あたり17万円の協力金を交付する。 ②協力金 ③協力金170千円×25店舗 ④町内飲食店	3,570,000	3,570,000	営業時短に協力した飲食事業者に対し、負担軽減として町独自に協力金を給付し、時短営業による売上減の影響を緩和した。	1店舗あたり17万円を計21店舗に給付した。
14	営業時間短縮要請協力金事業（第4期）	①新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じた飲食店に対し、事業規模に応じた協力金を交付する。 ②協力金 ③【協力金】 510千円×20件＝10,200千円、1,360千円×3件＝4,080千円 1,700千円×1件＝1,700千円、3,400千円×1件＝3,400千円 （合計）19,380千円-国県負担：17,442千円＝町負担：1,938千円 【事務費】国県負担：388千円 ④町内飲食店	13,073,000	13,073,000	県の時短営業要請に応じ、当該期間の売上が減少した事業所に協力金を支給した。	対象計24件に「1日あたりの支給額」×「要請期間日数分」を支給した。